

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年君津市条例第 7 号）及び君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年君津市条例第 8 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例及び君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び
に介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

（君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正）

第 1 条 君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成 25 年君津市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

（君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防
のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年君津市条例第
8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条による改正 君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (指定認知症対応型通所介護の基本方針) 第9条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（<u>法第5条の2第1項</u>に規定する認知症をいう。以下この条及び第11条において同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第2条による改正 君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (指定介護予防認知症対応型通所介護の基本方針) 第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症（<u>法第5条の2第1項</u>に規定する認知症をいう。以下この条及び第7条において同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む	(指定認知症対応型通所介護の基本方針) 第9条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（<u>法第5条の2</u>に規定する認知症をいう。以下この条及び第11条において同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 (指定介護予防認知症対応型通所介護の基本方針) 第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症（<u>法第5条の2</u>に規定する認知症をいう。以下この条及び第7条において同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む

ことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

ことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。